# Aprilia Beta Suandi 提出

# 博士学位申請論文審查報告書

# 論文題目

A Study on the Balance Sheets of Islamic Banks:

Focusing on the Profit-Sharing Investment Accounts (イスラム銀行の貸借対照表に関する研究:利益分配型投資口座を中心に)

# Aprilia Beta Suandi 提出 博士学位申請論文審查報告書

A Study on the Balance Sheets of Islamic Banks:
Focusing on the Profit—Sharing Investment Accounts

(イスラム銀行の貸借対照表に関する研究:利益分配型投資口座を中心に)

# I 本論文の主旨と構成

# 1. 本論文の主旨

2001年に発足した国際会計基準審議会(IASB)が主導する会計基準の国際的なコンバージェンス(収斂)の動きは、イスラム世界にも少なからぬ影響を及ぼしている。国ごとの社会経済的、制度的背景にかかわりなく、単一の会計基準を世界の統一基準として採用する必要性を主張する IASB の姿勢に対しては、理論的・制度的な立場から疑義が呈されているが、利息(riba)の支払いが禁じられているイスラム法のもとにある諸国においては、主としてイスラム銀行の利益分配型投資口座(Profit Sharing Investment Accounts: PSIAs)の貸借対照表上の取扱いを中心に、この問題が顕在化している。イスラム法域の中には、IASBに同調してPSIAs を負債の部に計上する法域がある一方で、イスラム法(sharia)に忠実に従うために、独自の概念フレームワーク(FW)と会計基準を開発する動きもある。

本論文は、そのような環境下にあるイスラム諸国におけるイスラム銀行のPSIAs の貸借対照表貸方表示のあり方に焦点を当てながら、イスラム法のもとでの商慣行の特殊性を無視した IFRS がイスラム銀行に画一的に適用されることに伴う弊害を明らかにし、イスラム法に適合的な独自の概念 FW の開発のための理論的な基礎を提示することを目的としたものである。

検討にあたっては、会計基準の世界統一を目指す IASB の概念 FW と、イスラム法域に固有の基準開発を 1980 年代から続けている「イスラム銀行のための会計・監査機構(AAOIFI)」ならびに(筆者の母国)インドネシアの基準設定機関である DSAS-IAI の各概念 FW における貸借対照表貸方要素の考え方について比較分析し、そのいずれもイスラム法の観点からは問題があること、とりわけ PSIAs の処理については十分な理論的根拠が示されていないことが指摘されている。そのうえで筆者は、自身が修士論文において研究対象とした「equity theory」(以下、会計主体論)に関する知見を踏まえて、今後のイスラム銀行の会計のありうべき方向性に対して理論的な基礎を示すことを試みている。

これらの分析にあたっては、まずイスラム銀行における PSIAs のメカニズムを概説したうえで、この口座が会計(主として貸借対照表の貸方表示)に与える影響について考察が加えられている。次に、アジア諸国のイスラム銀行の実務において現在 IASB、AAOIFI ならびに DSAS-IAI 等のうちどの基準が実際に採用されているのかに関するアジアオセアニア会計基準設定主体グループ(AOASSG)の実態調査の結果が紹介されている。そのうえで、アジアのイスラム銀行を対象として貸借対照表における PSIAs の処理を自身がサーベイした結果として、多種多様な処理が実務においては行われている実態が明らかにされている。以上の作業は、イスラム法とは整合しない IASB の概念 FW をイスラム銀行に適用することにより惹起される問題点を抽出するための作業で

# ある。

そのような作業の成果を踏まえて、本論文では次に「会計主体論」という分析視角を用いて、イスラム銀行に固有の貸借対照表の表示形式を導出することが試みられている。そのためにまず会計主体論に関する先行研究の広範なレビューを行って多様な会計主体論を類型化したうえで、イスラムの教義に照らしてそれらの各類型に対する分析が加えられている。その結果、イスラム金融に関する先行研究において貸借対照表におけるPSIAs の処理を導くために用いられてきた enterprise view は多義的皮相的であることが指摘されるとともに、これに代わるイスラムの教義に最も親和性の高い見解は equity view であるとの結論が導かれるとともに、持分概念を広義にとらえるこの見解に則して、イスラム銀行の貸借対照表貸方区分のあり方として、risk sharing に対するコミットメントという指標に基く貸借対照表貸方区分の再構築が提言されている。

# 2. 本論文の構成

全9章で構成されている本論文の章立ては以下のとおりである。

# Chapter 1 Introduction

- 1.1 Background and Problems
- 1.2 Scope of the Study
- 1.3 The Objectives
- 1.4 Research Method
- 1.5 Original Contributions
- 1.6 Organization of the Dissertation

# Chapter 2 Profit-Sharing Mechanism and Its Implications for Accounting

- 2.1 Introduction
- 2.2 Islamic Law and Islamic Jurisprudence
  - 2.2.1 The Sources of Islamic Law or Sharia
  - 2.2.2 Major Schools of Sharia
- 2.3 Interest-free Financial System
  - 2.3.1 Prohibition of Riba or Interest
  - 2.3.2 Islamic Modes of Financing
- 2.4 Profit-Sharing Investment Accounts (PSIAs)
  - 2.4.1 The Nature of PSIAs
  - 2.4.2 Smoothing Profit-Payouts for IAHs: Profit Equalization Reserve (PER) and Investment Risk Reserve (IRR)
  - 2.4.3 Profit Distribution
- 2.5 Accounting for PSIAs: The Islamic Perspective
  - 2.5.1 The Notion of Islamic Accounting
  - 2.5.2 The Problems of Accounting for PSIAs

# 2.6 Concluding Remarks

# Chapter 3 Accounting for Islamic Financial Institutions: The Application of Different Standards

- 3.1 Introduction
- 3.2 Accounting for Islamic Financial Transactions: Asian-Oceanian Standard-Setters Group's (AOSSG) Survey 2011
- 3.3 The International Accounting Standard-Setting Bodies
  - 3.3.1 The IASB
    - 3.3.1.1 The Background of the Establishment
    - 3.3.1.2 The Important Supports
    - 3.3.1.3 The Transformation
    - 3.3.1.4 Current Situtation
    - 3.3.1.5 The IASB's Concern with Islamic Financial Transactions
  - 3.3.2 The AAOIFI
    - 3.3.2.1 The Background of the Establishment
    - 3.3.2.2 The Transformation
    - 3.3.2.3 The Important Supports
    - 3.3.2.4 Current Situation
    - 3.3.2.5 Standards Issued by the AAOIFI
- 3.4 Nationally Developed Islamic Accounting Standards
  - 3.4.1 Indonesia
  - 3.4.2 Pakistan
- 3.5 Discussion
- 3.6 Concluding Remarks

# Chapter 4 The Notion of "Profit-Sharing Investment Accounts" in Islamic Conceptual Frameworks: A Comparison with the IASB Conceptual Framework

- 4.1 Introduction
- 4.2 Conceptual Framework for Financial Reporting
  - 4.2.1 The Early Attemps to Develop a Conceptual Framework
  - 4.2.2 The IASB Conceptual Framework
  - 4.2.3 Islamic Conceptual Frameworks
    - 4.2.3.1 The AAOIFI Conceptual Framework
    - 4.2.3.2 Sharia Conceptual Framework in Indonesia
- 4.3 PSIAs in the Conceptual Framework for Financial Reporting
  - 4.3.1 Users of Financial Information
  - 4.3.2 The Objective of Financial Reporting

- 4.3.3 Elements of Financial Statements
  - 4.3.3.1 Liabilities
  - 4.3.3.2 PSIAs
  - 4.3.3.2 Equity
- 4.4 Concluding Remarks
- Chapter 5 Classification of Profit-Sharing Investment Accounts in the Balance Sheets: A Survey of Financial Statements of Islamic Banks in Asia
  - 5.1 Introduction
  - 5.2 Accounting Standards for PSIAs Developed by the International Standard-Setting Bodies
    - 5.2.1 IFRS
    - 5.2.2 AAOIFI FAS
  - 5.3 Prior Studies on PSIAs
  - 5.4 Research Design
  - 5.5 Findings
  - 5.6 Discussion
  - 5.7 Concluding Remarks
- Chapter 6 Discussions on Equity Theories in Islamic Accounting Literature: Is There Any Contribution to the Work on the Classification of Elements?
  - 6.1 Introduction
  - 6.2 Element Classification Issues in Islamic Accounting
    - 6.2.1 PSIAs
    - 6.2.2 Corporate Zakat
  - 6.3 Accounting Point of View: Equity Theories in Conventional Accounting
    - 6.3.1 Various Views on Equity Theories
      - 6.3.1.1 Proprietary View
      - 6.3.1.2 Entity View
        - 6.3.1.2.1 Entity View based on Paton's Proposal
        - 6.3.1.2.2 Entity View based on Anthony's Proposal
      - 6.3.1.3 Enterprise View
      - 6.3.1.4 Residual Equity View
      - 6.3.1.5 Equity View (In between Proprietary-Entity Views)
    - 6.3.2 Basic Financial Statements under Various Views on Equity Theories
      - 6.3.2.1 Proprietary View
      - 6.3.2.2 Entity View

- 6.3.2.2.1 Entity View based on Paton's Proposal
- 6.3.2.2.2 Entity View based on Anthony's Proposal
- 6.3.2.3 Enterprise View
- 6.3.2.4 Residual Equity View
- 6.3.2.5 Equity View (In between Proprietary-Entity Views)
- 6.4 Accounting Point of View: Equity Theories in Islamic Accounting
  - 6.4.1 Different Notions of Equity Theories in Islamic Accounting Literature
  - 6.4.2 The Benefits and Limitations of Equity Theory Discussions in Islamic Accounting
- 6.5 Discussion and Analysis: Is There Any Potential Answer for the Classification of Elements?
- 6.6 Concluding Remarks

### Chapter 7 The Compatibility of Various Equity Theories with Islamic Teachings

- 7.1 Introduction
- 7.2 The Concept of Ownership in Islam
- 7.3 The Objective of Islamic Accounting
  - 7.3.1 Users of Islamic Banks' Financial Information and Their Common Information Needs
  - 7.3.2 The Proposed Objectives of Islamic Financial Reporting by Islamic Accounting Researchers
  - 7.3.3 Determining the Appropriate Objective of Islamic Accounting
- 7.4 The Applicability of Equity Theories to Islamic Accounting
- 7.5 Discussions
- 7.6 Concluding Remarks

## Chapter 8 An Alternative View of the Classification of the Elements on the Islamic Banks' Balance Sheets

- 8.1 Introduction
- 8.2 Islamic Accounting Standard Setters' Position on the Perspective Underlying Financial Reporting
- 8.3 Equity from the Islamic Perspective
- 8.4 Defining the Credit Side of the Balance Sheets of Islamic Banks
- 8.4.1 The Category of the Credit Side of the Balance Sheet
  - 8.4.2 Choosing the Criteria
- 8.5 Illustrations of Basic Financial Statements of Islamic Banks
  - 8.5.1 Illustration of Basic Financial Statements under the AAOIFI FAS
  - 8.5.2 Illustration of Alternative Basic Financial Statements
- 8.6 Concluding Remarks

# Chapter 9 Conclusion, Limitations, and Future Directions

9.1 Conclusion

- 9.2 Limitations
- 9.3 Future Directions

References

Appendix A

Appendix B

# II 本論文の概要

次ページの Figure 1 は、本論文の構成と各章の相互関係を示したものであるが、各章の概要は以下の通りである。

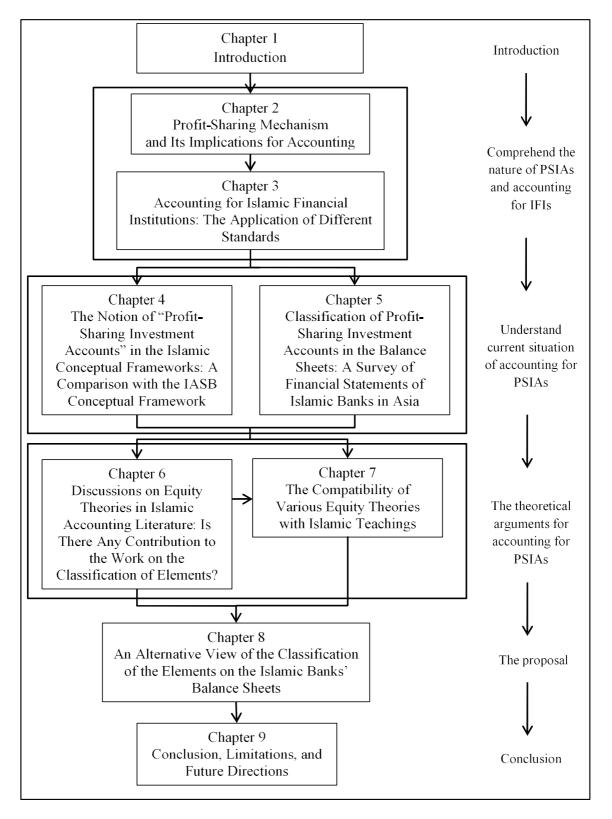
Chapter 1 Introduction では、本論文の執筆にあたっての社会経済的な背景と筆者の問題意識、ならびに研究目的と研究方法が示されている。

国際会計基準審議会 (IASB) は、2001年の発足以降、各国会計基準間の差異の収斂(コンバージェンス)と、IASB が開発する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) の世界統一基準化 (各国による IFRS のアドプション)を目指して活動を続けている。しかし、この活動を受けて国・地域の影響力を排して設定される IFRS の適用を通じて企業のグローバルな経済活動が可能になるという認識が広がる一方で、イスラム法域を含む国・地域に固有の商慣習については一定の配慮が払われるべきだという指摘も無視できなくなっている。そのため、IASB はイスラム金融に固有の問題を検討するグループ (Islamic Finance Consultative Group)を 2013年に組成した。しかし、このグループは現在までに4回の会議を開いただけで、実質的な検討は棚上げにされたままである。その結果、イスラム銀行における統一的な会計基準はいまだに確立されていない。

イスラム金融のなかで主要な役割を果たしてきたイスラム銀行では、利息の支払いが禁じられているイスラム法のもとで利息の支払いを伴う「預金」に代えて、利益分配型投資口座 (PSIAs) を通じて資金を集め、その持分に応じて利益を分配し、あるいは損失を負担するシステムが古くから開発されてきた。しかし、負債と持分 (エクイティ) の両方の特質を共有するこの PSIAs は、IFRS のようにイスラム法の外で一般に受け入れられてきた (筆者はこれを「伝統的な会計」と称している)、貸借対照表貸方を負債と所有者持分の2つに区分するシステムとは相いれない。そしてこの PSIAs の区分問題は、単にイスラム銀行の実務の問題にとどまらず、伝統的な会計における貸借対照表貸方全般、各構成要素の概念や定義の問題をめぐる論争に発展している。したがってもし、イスラム諸国に世界的な統一基準としての IFRS の貸借対照表貸方区分が適用されることになった場合には、イスラム法に反した実務が拡大することになるため、この問題は、イスラム社会にとって看過できない喫緊の課題といえる。

本論文では、大きく3つの課題が示されている。世界の統一基準としてのIFRS の普及を目指すIASBは、基本的に異なる商慣行のもとで行われている特殊な(例えばイスラム法のもとでの)ビジネス活動の観点から重大なチャレンジを受け、それへの対応を迫られている。しかしイスラム法については、IASBの認識の欠如が明らかになっている。そのため本論文の第1の課題は、イスラム法のもとで行われる商取引によって惹

Figure 1
Structure of the Dissertation



き起こされる会計問題を明らかにすることである。

また、従来からイスラム銀行の貸借対照表の貸方については多様な処理が続いてきたが、PSIAs に関するこれまでの先行研究における議論では、主として当該口座のガバナンスの問題に焦点が当てられてきたために、その会計処理については必ずしも実態が明らかにされてこなかった。そのため本論文の第2の課題は、現在イスラム銀行では実際にどのような会計処理が行われているのかについて実態を包括的に把握することである。

第3の課題とされているのは、本論文の主題である PSIAs の分類問題を論じる際にこれまで欠如していた理論的な根拠を示すことである。筆者はそのために、貸借対照表の貸方処理をめぐり古くから蓄積されてきた会計主体論に関する理論研究を踏まえて、種々の会計主体論を類型化し、そこからイスラム法に最も適合的な会計主体論の類型を抽出することを試みている。

本論文では、これらの課題に取り組むうえで規範的・演繹的アプローチが採用されているが、具体的に用いられている手法は以下のとおりである。

- (1) 分析対象の問題点を特定するために用いられている研究方法
  - ① なぜイスラムの会計基準設定が財務諸表の構成要素に関連して PSIAs に特別な配慮を払う必要があるのかを明らかにするため、PSIAs の特質に関する先行研究のレビュー
  - ② イスラム法のもとで開発されている AAOIFI と DSAS-IAI の概念フレームワークと、IASB の概念フレームワークとの比較分析
  - ③ 貸借対照表における PSIAs の分類を取り巻く問題を特定するため、種々の概念フレームワークと会計 基準が適用されているイスラム銀行の財務諸表のサーベイ
- (2) イスラム銀行の貸借対照表貸方区分に関する理論的な解答を導き出すために用いられている研究方法
  - ① 伝統的な会計とイスラム会計の双方における会計主体論に関する文献の網羅的なサーベイ
  - ② 上記のサーベイを通じて抽出した各種の会計主体論における前提とイスラム法と比較することにより、各会計主体論のイスラム会計に対する準拠性をテスト
  - ③ イスラムの観点からみた負債と持分の一般的な理解に立脚して、イスラム銀行の貸借対照表貸方区分に関する指標 (criteria) を導出

Chapter 2 Profit-Sharing Mechanism and Its Implications for Accounting では、利息の支払いが禁じられているイスラム銀行において、利息支払いを避けるために開発されてきた PSIAs の特質を概観し、この口座がなぜ会計上の問題を惹起しているのかについて検討が加えられている。

イスラム銀行においては、利息の支払いを避けるために利息支払い口座に代えて一般的に mudaraba パートナーシップ契約に基づく PSIAs が用いられてきた。このような契約においては、イスラム銀行は mudarib と呼ばれる資金管理者となり、この投資口座の所有者(IAH)は rabb al mal と呼ばれる資金提供者となる。そして契約に基づく比率に従って利益を分け合う。ただし損失が出た場合には IAH のみがそれを負担し銀行は負担しない。このように PSIAs は元本保証口座ではないため、イスラム銀行はイスラムの倫理に準拠したビジネスを行うことが可能になっている。

PSIAs には制限付と無制限の2種のタイプがあり、制限付契約の場合には、銀行はこの口座の資金を他の資

金と一緒に運用することはできない。一方、無制限契約の場合には、銀行はこの資金をイスラム法(sharia)に抵触しない範囲で、自由裁量で他の資金と合わせて運用できる。このうち一般的なのは後者であり、本論文においても検討の対象としているのは主として後者の無制限 PSIAs である。通常、この口座は株主から提供される資金やその他の資金と混ぜて一緒に運用?され、損益は資金に応じて配分される。ただしイスラム銀行は、それ以外の銀行(伝統的な銀行)との間で競合関係にあるため、PSIAs の保有者の資金が他の銀行に流出することを防ぐために、この口座の分配金を平準化したいという動機を抱えており、自らの取り分を諦めて一部をこの口座のほうに移している。さらにイスラム銀行は、平準化積立金(PER)と投資リスク積立金(IRR)という2種の積立金勘定を設け、無制限 PSIAs の所有者(IAH)とイスラム銀行の間で利益を分配する前に利益の一部を PER に積み立て、さらに IAH への利益分配の一部を IRR に積み立てている。

しかし、貸借対照表の貸方を明確に2つに分け、負債以外の持分には所有者持分だけを算入することとしている伝統的な会計のもとでは、このようなスキームで運用されている PSIAs の処理を一義的に決めることができない。そのことが多様な処理につながっている。イスラム銀行は、PSIAs に対して特定の利息を支払うことを保証していないため、損失が生じた場合には何も払う必要がないから、PSIAs は銀行の「現在の義務」ではない。このようなイスラム金融のシステムは、本質的に負債ベースシステムというより持分ベースシステムであるパートナーシップであるとみることができるが、一方で IAH は銀行に対して議決権や所有権を行使できる株主のような権利はない。

以上のことから、PSIAs を単純に負債として処理する IFRS を適用することについては議論の余地があるというのが本論文のスタンスである。

Chapter 3 Accounting for Islamic Financial Institutions: The Application of Different Standards では、イスラム銀行における会計基準適用に関する現状把握と分析、ならびにイスラム会計基準の設定主体が直面している基準間の競合問題を明らかにすることが目的とされている。

アジアオセアニア会計基準設定主体グループ (AOASSG) が 2011 年に実施した調査によれば、イスラム金融機関 (IFI) における基準の選択状況は様々であったが、IFI に対して一般とは異なる基準を適用している大半の法域においては、AAOIFI が開発した基準が適用されていた。AOSSG の調査によれば、IFI は、イスラム金融取引の報告に関して用いられている会計基準に応じて、次のような5つのグループに分けられるとされている。AOASSG の調査結果によれば、世界の趨勢は、イスラム金融機関についても IFRS の適用に移行する傾向にあり、目下移行を検討中の法域もある。

- (1) IFRS もしくは IFRS に準じた自国基準
- (2) IFRS もしくは IFRS に準じた自国基準に一定のガイドラインを追加
- (3) AAOIFI による会計基準
- (4) AAOIFI による会計基準に準じた基準
- (5) 自国基準

しかし筆者の見解によれば、このような傾向には疑義がある。なぜなら、IFRS はイスラム法に基づいて開発された基準ではないからである。さらに現状では類似の取引について IFI 間で異なる報告がなされており、そのことが将来的に IFI ばかりではなくイスラム金融のより一般的な発展にとっての阻害要因になる可能性があ

るからである。

Chapter 4 The Notion of "Profit-Sharing Investment Accounts" in the Islamic Conceptual Frameworks: A Comparison with the IASB Conceptual Framework では、イスラムの概念 FW において PSIAs がどのように位置づけられるのかを、IASB の概念 FW との比較分析を通じて明らかにすることが目的とされている。ここで検討されているイスラムの概念 FW は、AAOIFI および DSAS-IAI から公表されている 2 つの概念 FW である。

IFI のための概念 FW を起草するにあたって、AAOIFI および DSAS-IAI は、イスラム法に則した概念 FW を演繹的に導き出す代わりに、既存の概念 FW を用いて、そこからイスラム法に抵触する箇所を削除修正するアプローチを採用している。そのため、3 つの概念 FW の間では大きな差異はみられない。ただし財務会計の目的は経済的意思決定有用性にあるという点は共通しているものの、AAOIFI も DSAS-IAI もイスラム法への準拠性を掲げている点では差異がある。しかしそれはあくまでも第2の目的であるとされ、イスラム会計研究者から提案されたその他の目的については配慮されていない。しかしこの2つの概念 FW において注目すべき点は、財務諸表の利用者として IAHs が特別に認知され、PSIAs の存在が財務諸表の構成要素として認識されている点である。その結果、この2つの概念 FW においては貸借対照表貸方の負債と持分の間にメザニンの区分が設けられている。AAOIFI によれば、PSIAs はこの区分に負債や持分とは区別して表示されるべきだとされている。つまり IAHs 持分は負債ではないものの、株主と同等の権利は有していないため、持分の区分には含まれない。

さらに AAOIFI の概念 FW においてこのメザニンに表記されるのは、無制限 PSIAs のみであり、制限対 PSIAs に分類された口座についてはオフバランスとされ、「制限付投資口座計算書」と呼ばれる計算種において別途表示されることとされている。この点については DSAS-IAI では異なる扱いになる。 DSAS-IAI においては制限の有無にかかわらず PSIAs は「イスラム法資金」に分類することとされ、しかもこの資金は臨時的なものとして位置づけられている。

イスラム会計基準の制定は、欧米のそれと異なり、必要性に迫られて非常に短期間で設定されているため、 イスラムの視点からみた概念FWとしては大いに改良の余地があるというのが本章の見解である。

Chapter 5 Classification of Profit-Sharing Investment Accounts in the Balance Sheets: A Survey of Financial Statements of Islamic Banks in Asia では、アジアのイスラム銀行の財務諸表における PSIAs の会計処理に関する実態調査を通じて、同一の会計基準のもとでは PSIAs (ないしそれに準じた口座) が同じように処理されているのか否かを明らかにすることが試みられている。また併せて、イスラム銀行は PSIAs に関する情報を開示する際に、IAH を財務諸表の重要なユーザーと捉えているか否かを明らかにすることが試みられている。

調査対象としては、2013年のThe Banker's Top Islamic Financial Institutions から 26 のアジア諸国が選ばれ、それらの中で英語による情報をウェブ開示している銀行が選定されている。さらにイスラム法に準拠した金融商品を提供していない金融機関が含まれないようにするためにイスラム法監督委員会が設置されていない銀行をそこから除外した結果、15 の国の 63 のイスラム銀行が分析対象に選ばれている。

この調査の結果、PSIAs もしくはこれに類似する口座に関する会計実務は非常に多様であるという事実が明らかにされている。さらに準拠している会計基準が等しい銀行間においてもPSIAs の処理が一様でないことも

明らかにされている。特に調査対象銀行のなかでは最も多かった IFRS 適用銀行においては、PSIAs に関する会計処理がまちまちであった。それに対し、AAOIFI 会計基準を適用している銀行ではより比較可能性が高まっており、首尾一貫性と透明性が保たれていた。

また財務諸表から判断する限り、イスラム金融に特有の PSIAs に関する情報、特に IAHs へのリターンに関する情報はほとんど開示されていなかった。このことは、全世界でしかも業種に関係なく一つの会計基準が適用された場合には、IAHs に提供される情報に対してほとんど注意が払われないことを意味している。IAH は株主と類似した議決権のような権利はないが、損失負担の可能性/劣後の性格を有しているにもかかわらず、PSIAs に関する情報が限定的にしか開示されないということは、IAHs は株主より重視されていないということを示している。

Chapter 6 Discussions on Equity Theories in Islamic Accounting Literature: Is There Any Contribution to the Work on the Classification of Elements? では、会計主体論に関する議論を包括的に概観し、会計主体論における議論が貸借対照表貸方区分の問題に対してもたらす貢献が考察されている。さらにこの章では、PSIAs と合わせてイスラム法のもとに置かれている会社が富の一部をプールしてそれを必要とする者に与える zakar の性質(会社にとっての費用か否か)についても会計主体論に照らして考察が加えられている。

会社はだれの観点からみられるべきか、換言すれば財務諸表はだれのために作られるべきかという問題に焦点を当てる会計主体論は、貸借対照表貸方区分の問題と密接にかかわっている。しかし会計主体論に関する文献は古くから多く存在するものの、その各々の用語法がまちまちであるため、その内容を単純に比較考量することはできない。そこで筆者は会計主体論に関する文献を丹念に渉猟し、まず用語法を比較可能なものに統一する作業から始めて、会計主体論にかかわりのある多様な理論をTable 1 に示されている5つに分類している。

Table 1のProprietary View によれば、ビジネスからの便益を享受し、また損失についても最終的な責任を負うのは企業の所有主あるから、会計は、所有主もしくは株主に対して情報を提供するためのものであり、彼らの富の増加もしくは利益の計算に重きが置かれている。Residual Equity View では、企業が破綻する際の法律的な観点からみた企業の性質の変化に着目している。この説では、企業が破綻する場合には、残余持分権者の地位は株主から債権者に移行するという点が強調されている。それに対してEntity View によれば、企業の利益は株主のものではなく企業自身のものであり、企業が配当決議をして初めて株主のものになる。したがって会計ないし財務報告は、株主ではなく企業自身の視点にたってなされるべきであるということになる。さらにEnterprise View は、企業の社会的責任という観点から近年台頭してきた説であり、この説では、雇用者、債権者、株主、顧客、仕入先、あるいは広くコミュニティをも含めた社会のデマンドに応える企業の役割に焦点が当てられている。この説に立脚した会計理論においては、付加価値計算書の必要性が説かれている。

最後に筆者が次章でイスラム法に最も適合的な説とみる Equity View は、Proprietary View と Entity View の中間的な説である。この説では、企業は持ち主から独立した存在であるという Entity View の見解に立脚するとともに、経営者は株主のエージェントであり、残余権者は株主であるという Proprietary View の見解にも類似している。そして投資家に対する情報ニーズに重きを置いている。

Table 1
Different Views on Equity Theories

Equity Theory	Point of View	Proposed Balance Sheet Equation
Proprietary View	Shareholders	Assets - liabilities = owner's equity
Residual Equity View	Common Shareholders	Assets - specified equities = residual equities
Equity View	Equity holders	Assets = liabilities + (equity holders') equity
Entity View	The Entity	Assets = equities
	The Entity	Assets = sources of funds  or  Assets = external sources of funds + internal source of funds
Enterprise View	Society	None or Assets = investors' input contributions

Source: modified from Meyer (1973) and Van Mourik (2010)

イスラムの会計研究者はこれまで、アカウンタビリティのみならずビジネス倫理や社会的責任をより強調するイスラム会計理論を開発するために役に立つものを既存の会計理論の中から見つけ出すことを試みてきた。そのため大半の研究者は Table 1の Enterprise View を受け入れ、この説にイスラムの価値観を挿入することによって資本主義の影響からより独立した新しいイスラム会計理論を導けるという見解に立つ傾向があった。しかし残念ながら会計主体論をめぐるこの種の論争の中では、本論文の主題である貸借対照表貸方区分に対する答えを導き出すことはできてこなかった。

Chapter 7 The Compatibility of Various Equity Theories to Islamic Teachings では、各種の会計主体論をイスラムの教義に照らして比較分析し、その中でイスラムの教義に最も適合する理論を抽出することが目的とされている。

イスラムの教義に従えば、この地球上に存在する万物は神の所有物であり、人は神からの受託者もしくは執事として行動しなければならない。財産の所有者は、彼がイスラム法に従い信頼に値する限りにおいて、条件付きで富を享受できる。彼には地域社会の利益のために資源を管理する責任があり、神への彼の行動について責任を負っている。このイスラムにおける所有権に関する基礎概念に基づくと、財務報告の目的は、財務面に関して神へのアカウンタビリティを充たすだけでなく、財務諸表の利用者がイスラム法への準拠性を判断し、

それにかなった資源配分について意思決定することに役立つ、より具体的な財務情報を提供することでなければならない。

そのような観点からみると、Proprietary View と Entity View はイスラム会計にとっては相応しくない。前者は企業は所有主のものとみるし、後者は企業自体が企業に対して全責任を負っているとみているためである。さらに Entity View は負債と株主を同じように扱っている点でも問題がある。イスラム法のもとでは、借入に対しては追加リターンを支払うことは禁じられている。Residual Equity View は基本的に Proprietary View と類似している。違いは、法律的な観点から見た事業破綻時の企業の特性に焦点を当てている点である。そのうえ Residual Equity View では、利益の属性が異なる株主は互いに反目しあっていることが前提とされているが、この前提はイスラム法とは異なるものである。

一部のイスラム会計研究者は、企業の社会的責任を強調するEnterprise View をイスラム会計に最も適合した説であると主張している。なぜなら付加価値計算書における分配情報は企業の高い利益志向の歯止めになるからである。しかし、これもイスラムの教義を正確に反映したものではない。第1に、イスラム法では利益は常にネガティブなものとみられているわけではないのに、そこでは利益は否定的なものとみられている。イスラムでは、利益を獲得することはイスラム法に反しない正当な手段による限り許されているし、むしろ奨励されている。利益の獲得は企業の生き残りにとって不可欠なものであるのに、もし損益計算書が付加価値計算書に置き換えられたら、企業の収益性を判断することが難しくなる。第2に、Enterprise View は社会の立場に立っているとされるが、その内容は曖昧である。経営者が合理的に付加価値の分配を考えたとしても、それを雇用者が公平だと考える保証はないからである。

受け入れ可能なのは、Equity View である。この説はEntity View とも Proprietary View とも共通性を有している。Equity View では、企業は所有者から独立した存在とみて、投資家に対する情報ニーズを重視し、企業ではなく彼らに属する留保利益に考慮を払う。この説がイスラム会計に最も適合的だと考えられる理由としては2つある。第1に、この説では企業は所有主から独立した存在とみるが、これはイスラムの観点から受け入れられるものである。なぜなら企業はwaaf(信託基金)やモスク等のイスラム組織と類似している。イスラムの観点に照らすと、所有者から独立した企業概念は、所有者が会社のために行動する義務からのがれることを意図したものではなく、組織が自らの使途のために資金を集めることを認めるためのものである。また企業はリスクと利益を共有する手段として組織されたものであり、企業は一部の手に富が集中することを防げる可能性もある。第2に、この説はイスラム会計において提案されている目的、つまり自らの資金を投資することでリスクを負担している投資家に焦点を当てるという目的にかなっている。

しかしこの説に立脚すると、イスラム銀行においてリスクを負担しているのは株主だけではないことになる。 Mudaraba 契約における口座所有者(IAHs)は、銀行に資金を提供し、利益シェアに関する合意に従って銀行と の間で利益をシェアし、損失が生じた場合には IAHs だけが損失を負担することになっているから、彼らはあ る意味で銀行の株主に類似している。したがって、イスラム銀行においては、だれが持分権者なのかというこ とを決めるために持分の定義をより明確にする必要がある。

Chapter 8 An Alternative View of the Classification of the Elements on the Islamic Banks' Balance Sheets では、前章でイスラムの教義に最も適合する会計主体論として抽出された equity view に則して、イス

ラム銀行の持分権者として想定されるのはだれか、またその観点に照らしてどのような指標によって貸借対照 表貸方を区分しうるのかを明らかにすることが目的とされている。

持分概念については、多くの辞書では株主の所有と結び付けられて定義されている。しかしイスラムの研究者は、イスラム法に照らして、equity finance はイスラム金融の中心部であると考えている。元本が明確なローンに対してはリターンや利息は提供できないから、イスラム金融システムではパートナーシップが奨励されてきた。イスラムの研究者は、イスラム金融システムは equity-based であるとし、イスラムの観点からみると持分とは、投資から生じるリスクをシェアする意思と、彼らが提供した資金の元本に対する保証のないことを受け入れることを意味している。

イスラム銀行の資金源には、債権者と株主だけではなく IAHs も含まれている。IAHs は彼らの投資に対して リターンを受け取るばかりでなく、損失の全部を負担する。上記のようなイスラムの見解に従えば risk-sharing に対してコミットメントした資金は持分であるから、IAHs は持分権者に含まれる。また、貸借 対照表の貸方については、これを「請求権」とみる見解や、「資金の源泉」といる見解があるが、イスラムで はこのうち後者の見解のほうが適している。

本章では、PSIAs の保有者は持分権者であるという前章までの検討結果に立脚して、貸借対照表の貸方をrisk sharing に対するコミットメントという指標を用いて再構築することが提唱されるとともに、持分権者としての IAHs に対する情報提供をより充実させる必要性が説かれている。とりわけ現在のイスラム銀行の財務諸表においては、PSIAs に関してイスラム法に対する準拠の状況に関する情報が十分に開示されていないため、その点に特別に注意を払った情報開示が求められるとされている。

Chapter 9 Conclusion, Limitations, and Future Directions では、本論文の結論と限界、そして将来の方向性が示されているが、ここでは重複を避けるため本論文の限界として掲げられている事項を示すことにする。なお下記の限界のうち第5は、筆者の将来の研究上の課題でもある。

第1に、第5章における財務諸表のサーベイは、世界のトップ IFIs からサンプルを抽出し、オンラインから利用可能なイスラム銀行の財務諸表を利用したが、このデータ収集方法には欠陥がある。この収集方法によるサンプルは、大規模イスラム銀行のデータに偏っている可能性がある。

第2に、第6章では、先行文献から様々な会計主体論について筆者の解釈を示したが、この解釈は普遍的なものではないため、筆者の誤解が含まれている可能性がある。

第3に、イスラム会計研究はイスラム諸国の研究者によって行われているが、本論文では主として英語とインドネシア語の文献に依拠したため、言語上の限界がある。

第4に、本論文では、より一般的に用いられている無制限 PSIAs のみを検討対象とし、制限付 PSIAs については、オフバランスとされているためデータの入手が困難であったため検討対象から外している。

第5に、この研究は、PSIAs に焦点を当てて貸借対照表の貸方区分に関する問題に検討対象が限定されており、貸借対照表の貸方全般の構成要素や財務諸表のすべての構成要素に関する考察は行われていない。したがって本論文における考察は直ちに実践的に役立つものではない。本論文の考察と提案はイスラム金融取引に関する一つのアイデアを提供しただけであり、今後、より洗練されて実践的なものに改良していく必要がある。

### III 審査要旨

本論文の審査結果は、大要以下のとおりである。

## 1. 本論文の長所

- (1) イスラム法域における会計の現状については、アカデミックな文献のみならず実務においても英語による先行文献が極めて少ないなかで、本論文は PSIAs に焦点を当てながらイスラム銀行の財務諸表表示について英語で包括的に論じた先駆的な研究である。
- (2) 国ごとの社会経済的、制度的背景にかかわりなく、単一の会計基準を世界の統一基準として採用する必要性を主張する IASB の姿勢に対しては、理論的・制度的な立場から疑義が呈されているが、本論文ではその具体的な一例としてイスラム銀行における PSIAs の会計処理問題を取りあげ、そこで惹起されている深刻な問題を明らかにすることを通じ、単にイスラム社会に限らない IASB の画一指向の弊害が、具体的な事例を通じて明らかにされている。
- (3) 先行研究が少ないハンディキャップを補うために、本研究ではアジアのイスラム銀行の財務諸表における会計実務の広範なサーベイが実施されている。その結果、イスラム銀行に固有の取引について多様な報告方式が用いられていることを明らかにし、現在の会計基準はそれらの実務に対する指針としては不十分であることが明らかされている。
- (4) 本論文では、これまでのイスラム会計の研究者が着目してこなかった会計主体論という独創的な分析視角と利息の支払いが禁じられているイスラム金融は持分ベースシステムであるという観点から、PSIAs の会計処理問題と貸借対照表貸方区分の問題についてこれまで欠如していた理論的な検討を加えている。そのため PSIAs の会計問題に関する本論文の研究は、単なる PSIAs の会計問題にとどまらず、イスラム法のもとにおける会計基準設定主体が今後会計基準を設定するうえでも有益な示唆を提供するとともに、イスラム会計独自の概念 FW を今後開発していくうえでも重要な意義を有している。

以上のように本論文は、先行研究の少ない領域において、丹念な文献レビューとイスラム銀行の財務諸表の 実態調査を踏まえて、会計主体論という独創的な視点を用いてイスラム銀行に固有の貸借対照表のあり方を理 論的に導こうとした意欲作であり、イスラム社会における会計基準のみならず、現在 IASB が進めている会計 基準改訂作業の今後の方向性を考えるうえでも、学術的な意義が認められる。

# 2. 本論文の短所

- (1) 財務諸表におけるイスラム法準拠の問題について、本論文では貸借対照表貸方の問題に限定された検討が加えられているが、将来的にはより包括的な議論が求められる。特に、貸借対照表貸方の区分の問題がイスラム銀行の損益計算書の構成に対して及ぼす影響についてはより深度ある検討が求められる。
- (2) 貸借対照表における資産、負債、持分の定義と、損益 (profit and loss) の定義の規定関係について、より精緻な説明が必要である。また、財務会計の概念 FW について論じる際には、貸借対照表の貸方のみならず財務諸表の構成要素全般に関する包括的な議論が必要であるが、本論文における議論はその一部に限られている。

# 3. 結論

本論文には以上のような短所があるが、これらの短所は本論文の長所をいささかも損なうものではなく、むしろ今後の研究課題と捉えることができ、今後の研究によってこれらの短所を克服することができれば、研究領域にさらなる広がりがあることを示している。特に、財務会計の諸概念に対するより深度ある検討を行って、その成果をイスラム会計の研究者にフィードバックすることができれば、学界に対する一層の貢献を期待できる。

本論文の提出者である Aprilia Beta Suandi は、2006 年にインドネシアの Gadjah Mada 大学を卒業後、同校に教員として奉職したのち、同校に籍を残したまま 2010 年に国費留学生として来日し、名古屋大学大学院修士課程を修了したのち、2012 年から早稲田大学博士課程に進学し、この間一貫して財務会計の研究を続けてきた。この間の彼女の真摯な研究姿勢と研究成果は、研究者としての優れた資質を十分に示すものであり、今後のさらなる活躍を期待できるものである。

以上の審査結果にもとづき、本論文の提出者 Aprilia Beta Suandi には「博士(商学)早稲田大学」の学位を受ける十分な資格があると認められる。

# 2018年6月4日

# 審査員

 (主査)
 早稲田大学教授
 Ph. D. in Accountancy, イリノイ大学
 八重倉 孝

 早稲田大学教授
 Doctor of Philosophy, オックスフォード大学
 鈴木 智英

 早稲田大学教授
 博士(経済学)東京大学
 辻山 栄子